○文部科学省・経済産業省告示第二号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、及び同法による改正後の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十五条第三項の規定に基づき、特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年七月六日

文部科学大臣臨時代理　国務大臣　松山　政司

経済産業大臣　世耕　弘成

特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示

特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針（平成二十六年文部科学省・経済産業省告示第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　特定新事業開拓投資事業の実施方法に関する事項その他特定新事業開拓投資事業に関する重要事項	一　特定新事業開拓投資事業の実施方法に関する事項その他特定新事業開拓投資事業に関する重要事項
イ　経済産業大臣が産業競争力強化法（以下「法」という。）第十六条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業が事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の新たな事業の成長発展を図るものであって、当該計画の申請を行った投資事業有限責任組合が次のいずれにも該当することを認定の要件とする。	イ　経済産業大臣が産業競争力強化法（以下「法」という。）第十七条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業が事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の新たな事業の成長発展を図るものであって、当該計画の申請を行った投資事業有限責任組合が次のいずれにも該当することを認定の要件とする。
⑴～⑽　［略］	⑴～⑽　［略］
⑾　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。	⑾　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。
(i)～(v)　［略］	(i)～(v)　［略］
(vi)　認定特定新事業開拓投資事業組合が法第十七条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において当該認定特定新事業開拓投資事業組合の無限責任組合員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの	(vi)　認定特定新事業開拓投資事業組合が法第十八条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において当該認定特定新事業開拓投資事業組合の無限責任組合員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの
(vii)・(viii)　［略］	(vii)・(viii)　［略］
⑿　［略］	⑿　［略］
ロ　［略］	ロ　［略］
二　特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項	二　特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項
文部科学大臣及び経済産業大臣が法第十九条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定研究成果活用支援事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。	文部科学大臣及び経済産業大臣が法第二十条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定研究成果活用支援事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。
⑴　当該計画に基づき特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（以下「特定研究成果活用支援事業者」という。）が法人である場合にあっては、当該法人が次のいずれにも該当するものであること。	⑴　当該計画に基づき特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（以下「特定研究成果活用支援事業者」という。）が法人である場合にあっては、当該法人が次のいずれにも該当するものであること。
(i)・(ii)　［略］	(i)・(ii)　［略］
(iii)　役員のうち一人以上が関係国立大学法人等役職員（特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助その他の連携協力体制を当該法人との間で構築することが見込まれる国立大学法人等（以下「関係国立大学法人等」という。）の役員（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第十条又は第二十四条に規定する役員をいう。）又は職員その他これに類する者をいう。以下同じ。）以外の者である社外取締役（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）であること。	(iii)　役員のうち一人以上が関係国立大学法人等役職員（特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助その他の連携協力体制を当該法人との間で構築することが見込まれる国立大学法人等の役員（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第十条又は第二十四条に規定する役員をいう。）又は職員その他これに類する者をいう。以下同じ。）以外の者である社外取締役（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）であること。